# 入札公示

## 公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。

本公示に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公示し、審査を実施する試行工事である。

本件の参加にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出が必要である。

令和８年３月26日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局長　髙松　　諭

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名

Ａ業務　Ｒ７　249号中屋１号橋工事にかかる技術協力業務（以下、「Ａ業務」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

Ｂ業務　Ｒ７　249号中屋２号橋工事にかかる技術協力業務（以下、「Ｂ業務」という。）（電子入札対象案件）（電子契約対象案件）

⑶　業務場所

Ａ業務　能登復興事務所（中屋１号橋：石川県輪島市縄又町～同市門前町西丸山地先）

Ｂ業務　能登復興事務所（中屋２号橋：石川県輪島市縄又地先）

⑷　内容

Ａ業務　Ｒ７　249号中屋１号橋工事にかかる技術協力業務

１）Ｒ７　249号中屋１号橋工事にかかる技術協力業務　１式

２）打合せ　１式

※主たる部分の再委託は認めない。

３）履行期間　契約締結日の翌日から令和９年１月29日まで

４）その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事　全体延長500m（以下、「Ａ建設工事」という）

Ａ建設工事の内容（参考）

【Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事】

・上部工　橋長230m、下部工（橋台）２基、下部工（橋脚）２基

・土工、舗装工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、排水工　１式

・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

Ｂ業務　Ｒ７　249号中屋２号橋工事にかかる技術協力業務

１）Ｒ７　249号中屋２号橋工事にかかる技術協力業務　１式

２）打合せ　１式

※主たる部分の再委託は認めない。

３）履行期間　契約締結日の翌日から令和９年１月29日まで

４）その他

①　別冊数量総括表及び別冊仕様書のとおり。

②　Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事　全体延長220m（以下、「Ｂ建設工事」という）

Ｂ建設工事の内容（参考）

【Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事】

・上部工　橋長80m、下部工（橋台）２基、下部工（橋脚）１基

・土工、舗装工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、排水工　１式

・予定工期は、建設工事に係る契約締結日の翌日から令和11年３月30日まで

⑸　実施形態

１）本業務は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18号に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下、「技術提案・交渉方式」という。）の技術協力・施工タイプの対象案件であり、優先交渉権者として選定された者と技術協力業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合は、建設工事の随意契約相手方として特定する。

２）本業務は、競争参加資格確認申請を行った者のうち、一次審査で選抜された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に係るヒアリングを実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。なお、優先交渉権者の選定は、【Ａ業務】、【Ｂ業務】の順番で行う。

なお、優先交渉権者と価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

３）本業務の規模は【Ａ業務】、【Ｂ業務】ともに500万円程度（税込み）を想定している。

４）本業務は、一次審査の審査評価点の合計が上位７者（ただし、７者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含む。）から技術提案書の提出を求める段階的選抜方式の適用案件である。

５）本業務においては、資料の提出を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。紙入札方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙入札方式承諾願を提出すること。

６）本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象案件である。なお、電子契約システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙契約方式に代えることができる。紙契約方式の承諾に関しては、下記５⑴の担当部局に紙契約方式承諾願を提出すること。

７）本業務は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価を試行するものである。

８）本業務は、国土技術開発賞の受賞実績の評価を試行するものである。

２　段階的選抜方式（一次審査）

⑴　競争参加資格等　一次審査に係る評価の結果により競争参加資格を満たす者について、技術提案書の提出を認める。

一次審査における評価点は、評価基準に従い評価項目毎に算出し合計する。なお、評価項目、評価基準については、業務説明書のとおりとする。

下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される地域維持型建設共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月26日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長からＡ業務にあっては「Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事にかかる地域維持型建設共同企業体」、Ｂ業務にあっては「Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事にかかる地域維持型建設共同企業体」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「地域維持型ＪＶ」という。）、下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体（甲）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月26日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長からＡ業務にあっては「Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事にかかる特定建設工事共同企業体（甲）」、Ｂ業務にあっては「Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事にかかる特定建設工事共同企業体（甲）」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ（甲）」という。）、下記１）～15）の要件を満たしているものにより構成される特定建設工事共同企業体（乙）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年３月26日付け北陸地方整備局長）に示すところにより北陸地方整備局長からＡ業務にあっては「Ｒ８―10　249号中屋１号橋工事にかかる特定建設工事共同企業体（乙）」、Ｂ業務にあっては「Ｒ８―10　249号中屋２号橋工事にかかる特定建設工事共同企業体（乙）」としての競争参加資格の認定を受けている者（以下「特定ＪＶ（乙）」という。）又は下記１）～15）の要件を満たしている単体有資格業者（以下「単体」という。）及び経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）であり、企業の技術力について記載した申請書及び資料を提出した者で、２⑴の一次審査における審査評価点合計が高い順に７者選定する。なお、地域維持型ＪＶは最大３者、特定ＪＶ（甲）及び特定ＪＶ（乙）は、最大２者までの構成が可能である。